

「そもそも消費税とは、 それは間接税か？」

消費税とは本来どういう性質の税なのか、確認。

＜参考文献＞

金子宏『租税法』（弘文堂、第15版、平成22年）
→言わずと知れた租税法学の最高権威、毎年改訂
されている。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

消費税の本質① 間接税とは

定義：

税金を納める者と実質的に負担する者が異なる税金

→たばこ税、ゴルフ場利用税、
酒税などがこれであるとされる。

→これらの税は商品価格に転嫁されることを予定されている。消費税も？

消費税の本質② 直接税とは

- 法人税や所得税は納税義務者と実質的に負担する者が同一であり、直接税である、と説明されることが多い。
- しかしたとえば、独占的に事業を行う者は税引き後利益を確保するため法人税や所得税に相当する額の転嫁を行いうる！

結論：直接税・間接税の定義は意味をなさない。

消費税の本質③ では消費税とは？

いうまでもなく、消費税法に商品・サービスに5%転嫁せよ、などという規定は存在しない。

- 売り上げの5/105の課税をされるのが原則
- ポイントは仕入税額控除である。
- 仕入控除とは何か？

消費税の本質④ 仕入控除

- 仕入控除がなければ製造から流通まで同一の者が行った場合と比べ、流通業者を介した場合に税の累積が起こる。
- しかしこれは消費税の本質ではない！
(それならば「小売売上税」で足る。)
これは消費税を付加価値税たらしめる仕組み。
- 消費税は間接税とは言えず、その本質は、付加価値、すなわち賃金や配当の原資に課税するということである。

消費税の本質⑤ 益税？損税？

保険医療など、非課税売上げのため仕入税額控除ができず、「損税」が発生するという。

→非課税売上でそれに対応する仕入控除ができないのであれば、価格を上乗せすればよいだけの話であり、消費税が間接税であるという幻想がもたらす議論。

→非課税売上であり消費税の納税義務がないことに加え、仕入控除まで認めるならばそれは事実上補助金であり、立法政策の問題。

消費税の本質⑥ 輸出免税

直接税的と認める論者にあっても、価格への転嫁の保証のない消費税について、仕入控除相当額を還付するいわゆる「輸出戻し税」の実質は輸出奨励補助金であるとの指摘あり。←国内の非課税売上げと何が違う？

→輸出先の税関でその国の付加価値税を徴収される可能性があることを忘れた議論。

→国際競争力阻害を防ぐには必要と考えます。

最後に・税制は一国の問題ではない

グローバル経済の中で、企業も個人も税金を安直に受け入れることはない！

→税金はコストであり、経済振興の点から諸外国の税制を念頭に制度を構築する必要がある。